

平成29年5月1日

保護者 様

下関市教育委員会

微小粒子物質（PM2.5）への対応（運動会）

薫風の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、PM2.5に係る対応につきましては、「注意喚起」発令時の対応など、国の指針を踏まえながら教育活動を展開しているところですが、運動会につきましては、年1回の地域ぐるみの重要な学校行事であり、長時間の屋外での活動となることから、健康面への影響がないよう、より慎重に対応する必要があります。

このことを踏まえ、下関市教育委員会では、平成25年度から、運動会の実施の可否について独自の判断基準を定め、対応することとしております。趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

市内4ヵ所の大気観測局におけるPM2.5濃度の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、当日の運動会を中止(延期)する。

1 運動会実施の可否の判断基準

\* 下関市内のPM2.5測定局 長府、山の田、彦島、豊浦

2 実施の可否を判断する時刻

- 午前6時過ぎに、市教育委員会において、4ヵ所測定局における午前4時、5時の2時間分の測定値平均により、開催の可否を判断します。



PM2.5濃度の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、運動会を中止する

- 午前7時以降は、1時間ごとに測定値平均により判断します。



PM2.5濃度の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合は、その時点で運動会を中止する

3 その他

- 実施の可否についての判断は、市教育委員会で行い、各学校へ連絡します。

【本件に関する問い合わせ先】

下関市教育委員会学校教育課生徒指導推進室 (TEL: 083-231-1372)